令和８年第２回定例会会議録（第３号）

令和８年６月１５日

○出席議員（２５名）

１番	塩手悠太	２番	石田強
３番	中村悟	４番	森裕二
５番	谷口和美	６番	重松康宏
７番	小野佳子	８番	日名子敦子
９番	美馬恭子	１０番	阿部真一
１１番	安部一郎	１２番	小野正明
１３番	森大輔	１４番	三重忠昭
１５番	森山義治	１６番	穴井宏二
１７番	加藤信康	１８番	吉冨英三郎
１９番	松川章三	２０番	市原隆生
２１番	黒木愛一郎	２２番	松川峰生
２３番	野口哲男	２４番	山本一成
２５番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	大野高之
市民福祉部長	阿南剛	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	河野幸夫	建設部長	山田栄治
市長公室長	山内弘美	防災局長	日置伸夫
教育部長	佐保博士	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財政課長	河野文彦
観光課長	牧宏爾	市民福祉部参事兼福祉事務所長	甲斐博幸

市民福祉部次長 兼障害福祉課長	大久保　　智	共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江　川　裕　子
高齢者福祉課長	末　房　日出子	ひと・くらし支援課参事	入　田　純　子
こども家庭課長	内　田　千　乃	健康推進課長	三　代　　大
防災局次長 兼防災危機管理課長	中　西　郁　夫	施設整備課長	小　山　秀　輝
学校教育課長	田　中　　修	学校教育課参事	藤　原　良　浩

○議会事務局出席者

局　　長	河　野　伸　久	次長兼議事総務課長	中　村　賢一郎
補佐兼総務係長	尾　﨑　美由紀	補佐兼議事係長	八　戸　　緑
主　　査	平　石　健太郎	主　　任	定　宗　隆一郎
主　　任	今　留　　蓮	主　　事	中　島　　新

○議事日程表（第３号）

令和８年６月１５日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１（議事日程に同じ）

午前10時00分　開会

○議長（小野正明）　ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第３号により行います。

日程第１により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○５番（谷口和美）　自民新政会の谷口和美です。一般質問、トップバッターということで大変緊張しておりますが、いつもどおりしっかりと行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

教育の目的と手段における再定義について。宿題の在り方。学校は子どもたちが社会の中でよりよく生きていけるようにするためにあると考えております。そのためには、子どもたちには、自ら考え、判断し、決定し、行動する、自立する力を身につけることが必要です。変化が激しく、正解のない時代だからこそ、子どもたちには知識や技能だけではなく、主体性を持ち、他者と協働しながら生きていく力が求められております。私は、主体性とは、単に自由にすることではなく、目指すべき方向に向かって自ら選択し、その結果に伴う責任も引き受けながら行動することこそが主体性であり、また、当事者性とは、誰かがやってくれるのを待つのではなく、自分事として捉え、自分には何ができるのかを問い続ける姿勢であると思っております。

不登校の増加や子どもたちの多様化するニーズ、教職員の多忙化など、学校現場を取り巻く課題が複雑化する今だからこそ、これまで当たり前とされてきたことを目的化するのではなく､子どもたちの幸せという最上位目標に立ち返り､本当に子どもたちのためになっているのかという視点から､教育の在り方を問い直していく転換期に来ていると思います。

市内公立小中学校において、子どもたちに一律に出されている宿題について市教育委員会の考える宿題の定義とは何か、また、宿題の目的と教育的効果をどのようにお考えか、御答弁願います。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

市教育委員会として宿題の統一的な定義は設けておりませんが、一般的には授業時間外に児童生徒が自主的、継続的に取り組む学習活動であり、教師が学習指導の目的に基づいて計画的に課すものと考えております。宿題に取り組むことにより、授業で学んだ内容を家庭で復習し、反復練習することで学力定着を図ること、また、自ら計画を立て、家庭で自学自習する習慣と態度を身につけること、さらに課題をやり遂げることで達成感を味わい、自己肯定感を育むこと等の効果があると捉えております。

○５番（谷口和美）　一律に出される宿題は、個々の学力に沿ったものではなく、児童の学力向上に真に寄与しているのかが疑問です。作業をこなすという、やらされている感を生んでいる側面があるのではないかと考えますが、市教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

児童生徒の学習状況を考慮せず、一律に画一的な宿題を課し続けた場合、やらされているという負担感を生み、学習意欲を低下させる側面があることは認識しております。宿題が本来の効果を発揮するためには、児童生徒が目的意識を持って前向きに取り組めるかどうかが重要であり、各学校においては日々の児童生徒の実態を丁寧に把握し、分量や内容に配慮するなど、負担感のみとならないよう工夫して取り組んでいるところです。

○５番（谷口和美）　自ら学習に向かう力をつけて学力を高めていくには、分からない問題を分かるようにするプロセスが必要ですが、多くの宿題においては、そのことが欠けているように思います。既に分かっている子にとっては、宿題はこなす作業になっており、分

からない生徒にとっては、苦手意識を増幅させたりと重荷になっているのが現状です。
　また、家庭でのサポート体制のありなしによっては、教育格差を広げてしまっているのではないかと考えますが、市教育委員会のお考えをお伺いいたします。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　自力で解くことが困難な宿題を課すことは、苦手意識を増幅させる懸念があり、また、家庭環境等によるサポートの有無が学力格差につながるのではないかという御指摘は重要な課題であると受け止めております。
　学習の負担を家庭のみに委ねるのではなく、学校における日々の授業内でのきめ細かな指導を基本とし、デジタルツールの活用や地域の協力による放課後学習教室等で、学校、家庭、地域が連携して、一人一人に寄り添った学習支援に努めてまいります。
○５番（谷口和美）　子ども自身が、今の自分には何が必要か分からないことをどうやって解決するかを考えて、自ら学びを選択できるよう支援することが重要と考えます。小学校高学年からは、一律の宿題から苦手教科を克服する課題であったり、児童生徒が自分の習熟度や興味の関心に合わせて学習内容を自分で決めて取り組む自主学習ノートや、得意を伸ばす学習、自己選択型の課題へと移行していくお考えはないか、市教育委員会としての御見解をお伺いいたします。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　児童生徒が主体的に取り組めるよう、一律の宿題だけでなく、自ら課題を選択できる機会や探究的な学びにつながる課題を取り入れるよう、各学校へ情報提供を行っているところです。
　児童生徒が宿題で行った自主学習ノートを紹介することで好事例を共有し、子どもたちがそれぞれの宿題に生かすことができるように取り組んでいる学校もございます。引き続き、一人一人の習熟度や興味、関心に応じた学習課題を提供し、子どもたちの主体性や自分事として捉える当事者性を育む宿題となるよう、研究主任会議や教務主任会議、校内研究会等において、各学校へ指導、助言してまいります。
○５番（谷口和美）　前向きな御答弁をいただけたことを大変心強く感じております。
　変化の激しい時代を生きる子どもたちに必要なのは、やらされる学びではなく、自ら学ぶ力です。一律の宿題から子どもたち一人一人の自己決定と自律的な学びを支える教育への転換が進んでいくことを期待しております。
　続きまして、複数担任制についてです。
　これからの学校教育において、子どもたちを一律に管理、指導する対象から対話のパートナーへ、そして、教員を指示を出す人から子どもの自立を支える伴走者へと変革していくためには、教員自身の心に余裕、余白を生み出す学校の仕組みが絶対に不可欠だと思っております。
　大きな社会問題であります教員の不足や教員の疲弊、離職の本質的な要因の一つには、学級担任が一人で日々の授業から保護者の対応、児童のトラブルに至るまでクラスの全ての課題を抱え込み、組織の中で孤立してしまう現行の構造がございます。また、担任のスキルや経験によって、子どもたちへの支援の質に差が生じやすいという課題であったり、万が一、担任の先生と合わないと感じた子どもが、学校内で逃げ場を失ってしまっているという深刻な現場のリアルも生み出しております。
　学級担任を置かずに、学年の教員全員でその学年の児童全員を共同で見守るというのが複数担任制、いわゆる学年担任制です。例えるならば、チーム医療の考え方です。患者さんにとって最も適切な医療を行うために、心のケアや専門性の高い処置を行う病院の取組は、学校に置き換えると、全ての子どもに最善の手立てを学校全体で取るという姿になります。本市においては、従来より固定担任制が敷かれておりますが、固定担任制を抜本的

に見直す時期に来ていると考えます。市教育委員会の御見解をお伺いいたします。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　教員の精神的健康を守り、多様な課題に組織で対応するため、一人の担任に過度な責任や業務を委ねる体制は見直していく必要があると認識しております。本市におきましても、一人の担任に抱え込ませず、学年主任を中心とした複数教員による情報共有や学校全体で児童生徒を支える体制づくりに努めているところです。
○５番（谷口和美）　支える体制づくりに努めていらっしゃるということですが、実際、児童が問題を抱えたときに相談する先生というのは、やはり担任の先生ということになっていると思います。固定担任制ではなく、学年の教員全員がチームとして子どもたちと携わる複数担任制を導入することで、いじめ問題、不登校問題、支援が必要なお子さんや複雑な保護者の対応といった課題に対し、教員が孤立することなく、チームで多角的な視点からきめ細やかに見守る環境が生まれ、子どもたちが自分の意思で悩みを相談したい先生を自由に選択したりすることができるなど、教育的メリットがあると考えますが、見解をお伺いいたします。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　学年チームによる複数担任制は、教員の孤立を防ぎ、多角的に児童生徒を見守る上で有効な手立ての一つであり、また、子どもたちが自らの意思で相談相手を選択できる機会が増えることは、子どもたちの心理的安全性を担保することにつながるなど、教育的にも大きなメリットがあるものと認識しております。
○５番（谷口和美）　この複数担任制は、中学校のみならず、担任教師と子ども、保護者の関係性が不登校や行き渋り、学級崩壊に直結しやすい小学校の現場においてこそ、子どもの心の逃げ場をつくる上で極めて有効なアプローチと考えます。できるところから段階的に導入を検討するなど、あるいは市内でモデル校を指定して、実証検証を行うなどについて、市教育委員会のお考えをお伺いいたします。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　小学校段階におけるチーム体制の構築につきましては、本市におきましても、高学年における一部教科担任制など、既に各学校の実態に応じて取り組んでいる事例がございます。こうした運用は、学校の規模や人員配置などの事情がそれぞれ異なることから、大分県の方針を踏まえつつ、最終的には各学校長の判断により、適切かつ柔軟に体制を構築していくものであると考えております。市教育委員会といたしましては、各学校がそれぞれの実態に応じて適切な体制を選択できるよう、引き続き、現場の取組をしっかり支援してまいりたいと考えております。
○５番（谷口和美）　一部教科担任制の取組については、教員同士の連携や専門性の向上など一定の効果があるものと認識しております。しかし、教科をチームで教えることと、子どもたちをチームで育てることとは必ずしも同じではないと考えております。
　現在の仕組みでは、やはり多くの責任が一人の担任に集中しており、子どもたちにとっても相談相手や居場所が担任との関係性に左右されるという固定担任制の課題は残っていると感じております。子どもたちの幸せを最上位目標として考えた学校づくりを目指し、今後さらに研究が進むことを願っております。
　それでは、最後に、主体性と当事者性を大切にする教育、一律の管理から多様性と自己決定の尊重へ、これからの予測困難な未来を生きる子どもたちに必要なのは正解を暗記することではなく、自分で納得解を導き出して決断する力だと思います。これからの別府市の学校教育において、子どもたちの主体性と当事者性を大切にする教育を推進していくことの必要性と意義について、教育委員会として、また教育長としてどのような見解、ビジョンをお持ちか、その最上位教育方針をお伺いいたします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

市教育委員会では、子どもたちが自ら考えたり、友達や他者と協働したりして課題を解決する学習や活動を通し、自分の可能性を最大限に生かしながら生きる力を育む学びを推進しているところでございます。別府市教育大綱では、自分らしく、あらゆる社会的変化に理性的に柔軟に対応し、未来に生きる人を目指す人間像の一つとして掲げております。この理念の実現に向け、学校教育においては児童生徒が受身ではなく、自ら学び、考え、他者と協働して答えにたどり着く探究的な学びを充実させていきたいと考えております。

○教育長（寺岡悌二）　お答えいたします。

課長答弁にもございましたように、昨年の３月に第３期の別府市の教育大綱を策定しました。その教育大綱は、今から市内の子どもたちが自分らしく、竹のようにしなやかに生きる、そういう力、未来を生きる力、また、ふるさと別府のよさを学んで、それによって未来の別府を創る、そういうような力を位置づけております。

今、子どもたちを見ますと、やはり与えられるものだけではなくて、自分自身で問いを探す、課題を探す、それを考えて判断する、責任を持って行動するといった主体性、自主性、当事者性、そういうものを育む教育というのは、子どもたちにはとても意義があることだと、また必要な教育だと思っていますので、今後しっかりと子どもたちが自分自身で自分の未来を切り開いていけるような、そういう力を育むような学校づくりを目指していかなければならないと考えておりますので、その方向に向かってしっかりと推進してまいりたいと、そう思っているところでございます。

○５番（谷口和美）　学校教育課長と教育長のとても前向きな御答弁をいただき、本当に心強く思っておりますし、子どもたちが自分の人生を自分の意思で選択して、自分で決める力を養うことこそが、これからの時代を生き抜く最大の武器になります。別府市の公立学校が、子どもたちの主体性と当事者性を育む公立学校教育へと転換していくことを強く望み、これからも様々な策を提案してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、公立幼稚園についてに移ります。

令和７年度に３つの園が閉園しましたが、継続する園への通園が安全にできているのかお伺いいたします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

継続する幼稚園の通園時の安全確保については、各幼稚園の状況を調査し、自家用車での送迎を想定した乗降場所の確保等を令和６年度から令和８年度にかけて計画的に実施しております。

また、今年度は年度当初より、通園時間帯における園周辺の交通状況等を視察したり、園に対して園児の通園状況について聞き取りを行ったりしております。現時点で通園路や駐車場に係る問題点は報告されておりませんが、引き続き、園と連携して安全の確保に努めてまいります。

○５番（谷口和美）　遠方からの通園が想定されて、自家用車での送迎が増えていると思いますので、保護者からの声もしっかり聞いて、安全の確保に努めていただくことをお願い申し上げます。

そして、令和８年度も４園が閉園されますが、こちらも駐車場や通園路の安全確保について、学校等と協議をしながらしっかりと進めていただいていますでしょうか、御答弁お願いします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

園の立地条件や周辺の交通状況等を考慮しながら、園児の安全な通園を最優先に考え、園長と相談、確認しながら進めているところでございます。

○５番（谷口和美）　８年度末で閉園する園のうち、見通しの悪い出入口や交通量が大変多

い道路に面している園もございますので、聞き取り等は丁寧に行っていただき、こちらについても、ぜひ保護者の方の声もしっかり聞いて、安心・安全な通園が行えるよう進めていただくことを要望させていただきます。

では、次に、早朝預かり対応についての現状をお伺いいたします。また、現時点で保護者からの要望があるのかもお答え願います。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

令和７年度末をもって３つの園が閉園したことに伴い、継続する３園への聞き取りを行いましたが、現時点で早朝預かり対応についての保護者からの要望の声は上がっておりません。しかしながら、本年度末には４園の閉園が予定されており、幼稚園区が中学校区になること、また、複数年保育が全園でスタートすることにより、早朝から保育が必要な園児が出てくることも想定されます。早朝預かり対応については、引き続き課題等を整理し、調査してまいります。

○５番（谷口和美）　ありがとうございます。これから、もしも早朝対応が必要な園が出てきて行うとなったときには、現在、働いてらっしゃる教員の負担になるようなことがないように、そこの配慮だけは強くお願い申し上げたいと思います。

令和７年３月議会で、預かり保育について土曜日の利用人数が少なければ、預かり保育実施園を集約してみてはどうかという質問を私がいたしました。そのときの御答弁で、保護者のニーズを調査する等、可能性を探っていきたいという回答でありましたが、現在の状況を伺いたいです。

また、預かり保育の支援員が休むと、教員が代わりに入らなければならない現状がございます。それが土曜日となると、現場の教員の負担は非常に大きいと聞いております。例えば、教育学科専攻の学生にサポートを要請してみてはどうかなというふうに思いますが、御答弁お願いします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

土曜日の預かり保育実施園を集約することにつきましては、令和９年度からの複数年保育の実施に伴う利用人数の変動等、動向を注視するとともに、実現に向けた検討を進めてまいります。

また、学生等のサポートについては、特別な支援や配慮を要する子どもを含め、多様な園児のニーズに応えられるよう、より多くの目で見守ることが望ましいと考えております。今後、現場の意見等を聞きながら調査研究してまいります。

○５番（谷口和美）　土曜日の集約預かりをちょっと検討を進めていただけるということでありがとうございます。

そして、教育学科専攻の学生にサポートで入っていただくということは、双方にとって大変大きなメリットがあると思いますので、ぜひこちらも検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

民生委員について、５月 12 日は民生委員・児童委員の日となっており、別府市では毎年、長野市長が一日民生委員・児童委員となり、啓発活動を行っているということで、実際に御高齢者のお宅に安否確認など、友愛訪問を実施されたり、今年は別府駅周辺で街頭啓発を行ったということで、多くの市民の皆様に理解を求められていらっしゃいました。民生委員の皆様は、お一人お一人がとても強い使命感を持ち、熱意を持って日々活動に取り組んでくださっておられます。近年、核家族化の進行や、単身・高齢者の増加、さらには社会的孤立やヤングケアラーなど地域社会における課題は複雑化、多様化しており、住民に最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の果たす役割は、これまで以上に重要となっております。しかし、全国的になり手不足や高齢化が深刻な問題であります。

そこでまず、本市における民生委員の定数に対し、現在の現員数と欠員数、それに伴う充足率、そして平均年齢について現状をお伺いいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子）　お答えいたします。

別府市の民生委員・児童委員の定数は255名です。令和８年４月１日時点の現員数は246名、欠員数９名、充足率96.5%、平均年齢は69.0歳です。

○５番（谷口和美）　本市の充足率は96.5%と関係各位の御尽力により、高い水準を維持しているものの、平均年齢は69歳となっており、次世代へのバトンタッチや担い手確保を見据えた対策が必要であると感じております。

では、民生委員の具体的な選任方法と、選ばれる際の適格要件についてお尋ねいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子）　お答えいたします。

選任方法につきましては、民生委員・児童委員の役割は社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努めるものであるとなっていることから、地域の実情に詳しい自治委員の方へ推薦を依頼しております。適格要件につきましては、将来にわたって積極的な活動が行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めることとなっておりますが、地域の実情を踏まえ弾力的な運用が可能となっております。

推薦いただく留意点としましては、社会奉仕の精神に富み責任感が強いこと、地域の実情に精通し、住民の信望があること、社会福祉に理解と熱意があり、健康であることとなっております。

○５番(谷口和美)　適格要件として、社会奉仕の精神や住民の信望などを挙げられましたが、これだけの熱意を求められるからこそ、活動しやすい環境を整える負担軽減への取組が不可欠だと思います。現場からは、相談内容の深刻化や事務報告などの作業負担といった声も聞かれます。別府市として、民生委員の皆様の日々の負担軽減や活動の効率化に向けて、現在どのような具体的な対応やサポートを行っているのか、お答え願います。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子）　お答えいたします。

別府市では、民生委員･児童委員活動のための市役所の福祉、保健業務を毎年度作成し、相談や支援等、日常の地域活動に役立てていただき負担軽減に努めています。また、昨年度は、17地区にパソコンとプリンターを配備し、事務局からの情報提供等が迅速になり、また報告書等提出の効率化につながっております。各部署からの協力要請や参加依頼、役員、委員の就任依頼につきましては、内容を精査し役員会にて協議を行い対応しております。

また、法や制度のはざまの問題等に対応しています「別府市福祉なんでもサポート事業」において、「ふくしの相談窓口」を設置し、社会福祉士等、有資格者の「ふくし支援員」３名が様々な相談に対応していることを17地区の各協議会で周知いたしました。

民生委員･児童委員が地域住民の身近な相談支援者として、地域住民の福祉推進のため、円滑な活動ができるよう、また、負担軽減につながるよう、「ふくし支援員」による支援の活用について、引き続き周知してまいります。

○５番（谷口和美）　負担軽減を図るために着実に提供されていることが伺えますが、若者らの関心を高め、将来の担い手確保につなげる目的として、民生委員児童委員のサポート要員として、地域の大学生を民生委員協力委員として活用している自治体もあるようですが、別府市にはどのようなサポート体制があるのか、お尋ねいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子）　お答えいたします。

別府市社会福祉協議会が設けています福祉協力員制度があり、地区社協の活動への自主的参加や地域住民の見守り、助け合い活動など民生委員・児童委員活動の補完的な役割を

担い、地域の福祉力の向上につながっています。令和７年度は1,103名の福祉協力員の方々が各地区で活動されています。

○５番（谷口和美）　この福祉協力員さんには、各自治会の中に数人いらっしゃるということもお聞きいたしました。しかし、先ほどの御答弁にあった９名の欠員が出ている地域においては、本来そのエリアを担当するはずだった見守りや相談業務に穴が空いてしまうことになり、ただでさえ多忙な現職の委員の皆様が、欠員エリアまでカバーをせざるを得ない場合、さらなる負担増という悪循環につながっていると思います。現在、この欠員が生じている地域における見守りや相談活動などのフォロー体制というのはどのように行われているのか、お答え願います。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子）　お答えいたします。

欠員の地域については、各地区の会長が中心となり、地区内の民生委員・児童委員の御協力をお願いしております。

○５番（谷口和美）　欠員地域においては、やはり周囲の委員の皆様の支え合い、社会奉仕精神に頼らざるを得ないのが実態であり、その地域が抱える課題の解決及び一刻も早い担い手の確保が必要です。

一昔前には、婦人会や青年団、子ども会といった各種団体が存在していて、おのおのがその役割だけを担うことができておりましたが、現在は自治会やその他も兼任されている方が相当数いらっしゃるのが実情です。平均年齢が69歳という現状を考えても、10年後、20年後の地域福祉を維持するためには、定年退職後の世代だけでなく、40代後半から50代といった比較的若い現役世代の方たちに、今のうちから民生委員の活動に関心を持ってもらって、自分事として意識づけを図ることが極めて重要であると考えます。こうした若い世代、現役世代の関心を引きつけ理解を広げるために、市としては現在どのようにアプローチし、周囲や環境づくりに取り組んでいるのか、お尋ねします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子）　お答えいたします。

別府市児童委員の活動については、ホームページにおいて民生委員制度の歴史や活動内容についての御紹介とともに、企業・団体の代表者様へ民生委員・児童委員活動への御支援、御協力のお願いについても掲載しており、働いている世代の方々が両立できるよう、御理解をお願いしております。

また、毎年５月12日は民生委員・児童委員の日であり、12日から１週間は活動強化週間とされており、市報にて広報いたしました。また、別府市民生委員児童委員協議会会長より、市長に一日民生委員・児童委員を委嘱され、独り暮らし高齢者宅への訪問と別府駅等での啓発活動をはじめ、各地区の商店街やスーパー等でチラシを配布するなど、民生委員・児童委員の存在と活動内容の周知、理解を深めることに努めております。

○５番（谷口和美）　市長自らが先頭に立って啓発活動を行っていただき、働く現役世代のアプローチにとてもつながっていると思っております。

民生委員の中には、50代という働く現役世代の方もいらっしゃいますので、そういった働く世代の方でも民生委員活動が行いやすくなる整備も必要です。活動内容が見えにくく、大変そうといった先入観があるといったお声も実際よく聞いております。例えば、働く現役世代の委員さんの民生委員活動や、インタビューをＳＮＳ等で幅広く情報発信をしたり、大学生や子育て世代であるいろんな団体との活動、意見交流など、多方面からの啓発活動はこれからを担う世代への関心喚起として大変重要だと考えますので、これからさらなる啓発活動を要望して、この項を終わりたいと思います。

それでは、最後に、インターネット上での誹謗中傷等についてお伺いいたします。

スマートフォンやＳＮＳ等の普及は、私たちの生活を劇的に便利にするなど、多大な恩恵をもたらしている一方で、匿名性を悪用した悪質な誹謗中傷やプライバシーの侵害、い

わゆるネット上の暴力が後を絶ちません。これだけＳＮＳが当たり前になっている現代社会だからこそ、発信における節度を絶対に忘れてはなりません。日常的に誰もがある日突然､深い傷を負う被害者にも､そして意図せず無自覚な加害者にもなり得るのが現在のネット社会の危うさです。

市民の尊厳と安全を守り、加害者も被害者も出さない社会をつくることは、自治体としての重要な責務と考えます。一度拡散された情報は、完全に消去することが極めて困難であり、被害者の精神的な苦痛は計り知れません。

そこで、別府市において、インターネットによって誹謗中傷等の人権被害に遭われた方の相談状況についてお伺いいたします。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子）　お答えいたします。

様々な人権問題について、本課で相談対応を行っております。本課において、過去５年間に市に寄せられた人権に関する相談のうち、インターネット上での誹謗中傷等に関する相談は、現在のところ寄せられておりません。

○５番（谷口和美）　インターネット上での誹謗中傷等に関する相談は寄せられていないとのことですが、この実態について、市ではどのような見解をお持ちでしょうか。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子）　お答えいたします。

インターネット上での誹謗中傷等の人権侵害は全国的な社会問題であり、本市におきましても決して見過ごすことのできない重要な課題であると認識しております。本市が昨年度実施した市民意識調査では、インターネットによる人権侵害についてどのような問題があるかを問うたところ、他人を誹謗中傷する表現を掲載されることが 83.5％を占めておりました。また、総務省によりますと、令和６年度に違法・有害情報相談センターに寄せられた相談件数は 6,403 件とあり、多くはこのような専門機関へ相談が集中していると考えられます。

○５番（谷口和美）　市民の意識調査からも８割以上の方が危機感を持っていることが分かります。誰もがいつ被害者にも加害者にもなり得る、極めて身近なリスクです。だからこそ、まずは地域に根差した予防策が重要だと考えます。では、インターネット上のトラブルに対し、市ではどのような啓発活動を行っているか、お答え願います。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子）　お答えいたします。

「市民人権講座」や「身近な人権講座」などでインターネットでの人権問題についての講座、研修を実施しております。また、その他の人権講座等でもインターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口についてのチラシをお配りし、専門的な機関への相談について、受講者へ説明を行っております。また、ホームページや市報に掲載するなど、広く市民の皆様にも周知を図っています。

○５番（谷口和美）　様々な講座やチラシ、市報等での情報発信に努められていることは理解いたしました。しかし、相談・通報窓口の説明だけでは、なかなか市民の皆様に分かっていただくことは難しいと考えます。市のホームページを見ると、相談窓口の開設のみで中身が少し見えにくい印象がございます。例えば「Ｑ＆Ａ」などでトラブル事例を表示し、その相談先や対応先等を分かりやすく掲載する方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子）　お答えいたします。

市民の皆様に周知する方法として、「Ｑ＆Ａ」は分かりやすい掲載方法の一つであると考えられます。全国でのインターネットによる誹謗中傷・人権侵害等の状況を精査し、具体的な事例を示しながら、その対応方法等を掲載するなど進めていきたいと考えております。

○５番（谷口和美）　前向きな御答弁いただきありがとうございます。

先ほど相談は専門機関へ集中しているとのお話もありましたが、実際に市役所を頼って相談された市民に対し、窓口では具体的にどのような対応になるのか、お答え願います。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子）　お答えいたします。

まずは、相談内容をしっかりお聞きし、被害に遭われた方の相談、要望内容により、必要があれば「法テラス」や法務局の「人権相談」など、より専門的機関へつなぎます。

また、インターネットでの書き込み等のトラブルについては、プロバイダへの連絡を行う機関として、「誹謗中傷ホットライン」や警察庁の「インターネット・ホットラインセンター」を案内し、プロバイダ等に削除を促すように相談者本人にお伝えする等の対応をいたします。

○５番（谷口和美）　現状はやはり国の専門機関や民間の窓口を紹介し、最終的には相談者本人から削除要請をしてもらうという案内にとどまらざるを得ないのが実態であるなというふうに思います。私の知人も国や民間、警察等にも相談したのですが、結果、たらい回しにあって解決までに相当な時間を要し、大変であったというふうに言っておりました。

2025年４月１日に施行された情報流通プラットフォーム対処法によって、ＳＮＳ事業者への削除判断の迅速化、７日間ルールなどが義務化されましたが、これは７日間の間に削除するかしないのかの判断をするというもので、必ずしも削除されるとは限りません。ネットに不慣れな市民が一人でこれらに立ち向かうには自治体としてのより強い後ろ盾が必要だと考えます。

ここ近年、ほかの自治体も施行される中、県内では佐伯市が「佐伯市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」を制定し、令和８年３月に施行されました。本市においても市民をネットの暴力から守り、また、誰もが加害者にならないためのリテラシー向上を地域全体に強力に後押しするため、理念中心型の防止条例を制定し、市独自の相談、支援体制の構想を明確に創設していただきたいと考えますが、御見解をお答えください。

○市民福祉部長（阿南　剛）　お答えいたします。

地方自治研究機構によりますと、令和７年12月25日以前におきまして、インターネット上の誹謗中傷等の防止条例を制定している自治体は、全国で18府県、15市町となっておりますが、ほとんどが罰則規定のない理念型となっております。これは条例を制定し、府県民や市町民のインターネットリテラシーの向上や被害者の置かれている状況、支援の必要性についての理解を深めることを目的としたものと思われます。

別府市といたしましても、条例制定につきましては、インターネット上の人権問題についての理解や教育、啓発活動を進めるための方法の一つとしまして、県や他の自治体の動向等を確認してまいりたいと考えております。

○５番(谷口和美)　ありがとうございます。表現の自由を守りながら､同時に人を傷つける､凶器にさせないためのルールづくりは、今まさに世界中で試行錯誤が続けられています。

インターネットやＳＮＳは、本来、人と人とを温かくつなぎ、社会を豊かにするための道具であるはずです。誰もが安心してデジタル社会の恩恵を享受でき、言葉の暴力に怯えることのない別府市をつくるためにも、行政が強いメッセージ性を放つ条例策定へ一歩を踏み出すことを強く求め、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○22番（松川峰生）　自民党新政会の松川峰生でございます。我が会派の高齢者議員を代表して一般質問をさせていただきます。

若く見えるかも分かりませんけど、市長、もう後期高齢者ですよ。しっかりと若い議員に負けないように、途中間違うかも分かりません。お願いします。

それでは早速でありますけれども、昨年12月、別府市と由布市は、世界一の温泉観光都市を目指し、「世界一の保養・大温泉郷協定」を締結しています。この協定は、湧出量、

源泉数でも日本一の別府温泉、第２位源泉数の湯布院温泉、この両温泉地は国内外でブランド力と高い認知度を誇っています。ただ、長きにわたり、ライバルとして互いに切磋琢磨した歴史があります。今回のこの協定について、関係者の中には歴史的な出来事として受け止める声も少なくありません。もちろん、私も同感であります。

まずは、この協定を結ぶに至った経緯について説明してください。

（議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く）

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

本協定の締結に至った経緯ですが、別府市は豊富な温泉の湧出量、また泉質、湯けむり景観などが国内外で広く認知されており、由布市は、由布岳などの雄大な自然景観や温泉保養地としてのブランド力が高く評価されております。

各市での取組につきましては、一定の成果を得ることができておりますが、別府と由布の位置関係や歴史的なつながり、両市の保有する温泉資源は世界でも有数なものであるといった広域的な魅力を国内外の観光客に認知させることによって、両市が単独で観光施策に取り組む以上の効果が期待できます。

そのため、国内有数の温泉地である別府市及び由布市が、国内外の観光客誘致に向けたプロモーション事業及び企画事業等を共同にて実施することにより、世界一の温泉観光都市として発展することを目的として本協定を締結いたしました。

○22番（松川峰生）　昨年11月８日の某報道で、このような興味深い記事が載っていましたので紹介をさせていただきます。賃貸住宅建設大手が、昨年に続いて２回目の自治体ブランドランキングを調査し発表しています。昨年の２月と３月に、全国の20代から70代の男女18万2,805人にインターネットで実施し、居住地を除いて無作為に表示された自治体について訪問歴やイメージのよしあしを答えてもらい、算出しています。

まず大分県では、１位が別府市、ブランド偏差値96.6、２位由布市、ブランド偏差値78.2、３位大分市、ブランド偏差値70.6で、偏差値50未満の自治体は非公開としています。この偏差値50以上は、県内では別府市を含めて、先ほど申し上げましたように３市のみであります。

また、九州・沖縄版でも３位別府市、９位に由布市、認知率でも別府市が86.3％であります。よいイメージでも、１位別府市、47.8％、２位由布市37.4％、３位大分市24.2％と温泉で有名な２市が高く、訪れたことがあるも、別府市、由布市、大分市の順であります。調査に当たった賃貸住宅建設大手は、大分と言えば温泉という意味が強いことが改めて分かったと分析しています。

このように、ブランド力や知名度の高い業種の締結については、実は1976年、昭和51年に別府市、由布市、九重町が「やまなみブロック観光協議会」を発足させました。これは広域観光に取り組んできた経緯がありますけども、しかしながら、別府市は2011年（平成23年）に同協議会を脱退していますけども、その脱退の理由について答弁ください。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

同協議会は、九州横断ルート地域の共同宣伝等を目的として発足し、主に団体旅行等の誘致の事業を行っておりました。ただ、旅行形態が「団体から個人」へ、主要観光地を巡るものから「多様なテーマに沿った体験型」へ、また、インターネットの普及など、その取り巻く環境が大きく変化してまいりました。こうした状況の変化により、２市１町が共同で宣伝する必然性が薄れてきたこと、また、各市町が温泉地として一定の認知度を確立できたことなどから、今後は本市の地域特性を生かした密度の濃い誘客事業を展開すべきとの判断により、脱退したものでございます。

○22番（松川峰生）　全国的に先ほど申し上げましたけれども、高い知名度を誇る両市には共通の実は課題があります。それは宿泊客の滞在日数が短いこと、さらに客単価が伸び

にくい点があります。2024年の観光客数は、別府市が約707万6,000人で、そのうち宿泊客数が約256万人、そのうちの外国人が約45万人です。由布市が約429万人で、宿泊客数が139万人、そのうち外国人が約30万人です。観光庁の宿泊旅行統計調査2019年を基に算出した１人当たりの平均宿泊数は、別府市が1.09泊、由布市が1.11泊と。これは先般、我が町内に市長が来ていただきまして、デザイン会議を開催していただきました。そのときも市長から詳しく現状についてお話しいただきましたけれども、今回このことを少し取り上げさせていただきました。

全国主要温泉地の平均が1.27泊を下回っており、今回の協定の最大の目的は、両市ともに連携協定を機に、心身を癒す保養型温泉地としての魅力を全面的に打ち出し、長期滞在型観光の拡大を目指すものと私は思いますが、この協定による具体的な事業内容と、事業予算についてお尋ねします。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

主な共同事業の内容につきましては､大きく３つの柱で展開してまいります。１つ目が､「国内観光客誘客事業」です。既に首都圏からの誘客を目的として、５月24日に熱海市の熱海駅前において、大分県とも合同で大規模キャンペーンを実施しましたが、引き続き国内誘客を目的とした誘致・宣伝活動を行います。

２つ目が「インバウンド誘客事業」です。インバウンド向けの旅行サイトによる旅行相談及び両市を核としたオーダーメイドの広域観光ツアーの造成・販売及びプロモーションを実施いたします。

３つ目が「観光プロモーション事業」です。「別府･湯布院大温泉郷」のブランドイメージを構築し、広く認知していくためのロゴマークの作成やマップ等の宣伝用素材の制作、高付加価値化されたブランド旅行商品の造成等を行ってまいります。

事業費につきましては、別府市及び由布市でつくる別府・由布観光連携協議会に別府市が本年度は1,300万円、由布市が800万円を負担し、総事業費は2,100万円となっております。ここから大分県からの補助金や国の地域未来交付金を活用することで、実質の負担額を減らしながら事業効果を高めてまいります。

○22番（松川峰生）　今ちょうど答弁の１つ目に､24日に熱海市との観光ＰＲということで、実は24、25、26日、市民共々議会から議長、安部副議長、それから私と三重委員長と阿部真一委員長で代表して行ってまいりました。そのとき、私も久しぶりの熱海でした。歴史に残る思い出数々なるすばらしい姉妹締結ができたんではないかなというふうに思っております。多分、一緒に行った議員も市民の皆様も、そのように思ったんではないかなと、その中で引率していただいた観光・産業部の部長をはじめ担当職員も必死で、うちの事務局員も４月に代わったばっかりで大変な御苦労があったかと思いますけれども、また機会があれば、このようなところに出席したいなというふうに思っております。市長は、そのとき議会にもこのような配慮をいただいて誠にありがとうございます。

これまで、両市は温泉地として異なる発展と歴史があります。様々に両市は対照的な、まちづくりを進めてまいりました。国は、2014年に観光立国を掲げ、観光成長戦略の柱と位置づけており、これを機に従来は日本人観光客を受け入れ、１つの地域に滞在してもらうスタイルが主流で、しかしながら近年増加する外国観光客は単一地区にとどまらず、複数の地域を周遊する傾向が強くなっております｡そのため観光の主体性が変化しており、こうした流れを踏まえて社会基準に対応していくためにも、点から面として捉える取組が不可欠だと思いますけれども、その意味でも、今回の連携の意義について答弁してください。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

本協定の意義しましては、別府・由布の両市が核となり、大分県内はもとより九州全体

への波及効果を高めていくとともに、現在、両市が抱える観光課題についてもその解決に向けて、連携して取り組んでいくことにあります。両市が持つ特有の観光資源を掛け合わせることで滞在の満足度を高め、大分県の観光課題でもある宿泊数や観光消費額の向上を両市が核となって目指してまいります。

○22番（松川峰生）　両市間の移動には長きにわたり様々な課題があったというふうに私は思っております。別府市と由布市を往来する場合は、車で約40分前後、路線バスで約１時間、鉄道では乗換えを含めて約１時間以上要します。特に、路線バス１時間当たり最大でも２本と本数が限られておりますので、今後は既存の公共交通機関の増便や接続性の向上が求められるのではないかなというふうに思っております。実効性のある対策は急務だと、そのように考えております。今後は、公共交通関係者との連携が必要ですが、その連携についての見解を伺いたいと思います。

○観光・産業部長（大野高之）　お答えいたします。

地域住民の生活交通の維持と観光客の移動ニーズの充足を両立させるためには、現場の実情を熟知されている交通事業者の皆様との連携が重要であると認識しております。既にバス事業者においては、この秋頃より別府・湯布院間におけるオープントップバスの運行を発表しており、新たな交通手段とともにアクティビティとしても期待されております。

また、大分県が民間事業者を支援して、次世代エアモビリティ、いわゆる「空飛ぶクルマ」を2028年頃から別府・湯布院間で実証運行を行う予定であり、動向を注視しているところです。

さらに、今年度、公共ライドシェア、湯けむりライドシェアＧＬＯＢＡＬを活用して、両市間の広域移動の需要などを調査する予定であり、両市間の移動手段の強化について検討してまいります。

そのほか既存ルートの効率的な運行方法の工夫や、手荷物配送サービスとの連動による車内混雑の緩和など、事業者側の負担軽減にも配慮した実効性のある取組について、官民一体となって解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○22番（松川峰生）　そこで、市長、実は別府市議会に特別、公共交通に精通している議員がいます。名前は申し上げません。議員は、ふだんから机の上の空論や座学の知識ではなく、実際の現場で自ら行動し、経験を持ち、業務や課題を遂行した具体的な実践とスキルを持っていますので、ぜひ意見を求めていただくと本人も快く受けてくれるんではないかなと思います。ぜひそのように配慮していただければと思います。

さっき答弁の中にもありましたけれども、昨年４月には次世代の空の移動手段として注目される「空飛ぶクルマ」の商用運行に向けた取組が本格化しています。2028年度にも別府・由布間の移動を約15分間短縮する構想も示されております。新たな可能性も見据えた連携協定により、別府・由布という日本を代表する２つの温泉地を点ではなく面として捉え、周遊観光が進むことで、宿泊日数の伸びが期待されることが考えられます。

それに加えて、今別府市では「新湯治・ウェルネス事業」が推進されています。この連携協定に大きな期待が寄せられています。そのためには、両市が歩いてきた歴史や価値観を尊重しつつ、地域住民を含め関係各所との丁寧なコミュニケーションこそが連携の成否を左右する鍵となるのではないかなと、そのように思いますけども、市長の考えをお聞かせください。

○市長（長野恭紘）　お答えいたします。

議員言われるように、由布市と別府市というのは、お互い隣り合ったライバル同士として今までも切磋琢磨してきたという歴史的経緯があるというふうに思います。しかしながら、これも先ほど議員言われたように、これからは面として、観光をどういうふうに連携をして一つの地点ではなくて、みんなで稼ぎ儲けていくかと。その目的というのは、「新

湯治・ウェルネス」でも度々申し上げてきておりますけれども、これから増大する社会保障や様々な住民サービスの向上にあると。その手段としてしっかりと連携をし、別府で言えば「新湯治・ウェルネス」、今回の協定の中にも由布市さんが非常にこだわった文言として「保養」という文言があります。この「保養」というのは、私たちで言う「新湯治・ウェルネス」であるというふうに理解をしております。

由布市と別府市が連携を組むということは、ブランド力、規模感ともに世界最強の温泉観光地になるということであるというふうに思います。世界を俯瞰して見たときに、やはり日本の観光というのは、まだまだ稼ぎきれていないということが言えると思います。ですので、平均宿泊数が別府市１.09 泊、由布市 1.11 泊というふうに言われておりますので、まさにここをくっつけることで、北部九州や九州全域、日本観光の全体の観光宿泊日数の増加につなげて、目的である地域住民の皆さん方のサービスの向上にしっかりとつなげていけるという、この好循環をやはりつくっていかなければいけない。そういう大きな大義や志を持って、両市の連携協定がようやく実現をしたということでございますので、今後この恩恵を大分県全体、北部九州、九州全域、日本全域ということに広げていけるかということが大きな課題であると思いますので、少々時間かかるかもしれませんけれども、この２市の連携をまずしっかり醸成をさせて、その波及効果をしっかりと皆さん方に実感していただけるような施策を進めていくということをこれから先、頑張っていきたいなというふうに思っているところでございます。

○ 22 番（松川峰生）　市長の強いリーダーシップで、この協定を推進していただければなと思います。

また、この協定が両市のさらなる観光浮揚につながることを願いまして、次の質問に移ります。

今年５月６日、福島県郡山市の磐越自動車道でマイクロバスの事故が起こりました。男子ソフトテニス部に所属する生徒１人が死亡、17 人が重軽傷を負うという大変な事故が起こりました。この事故では、学校、バス会社双方の危機意識の欠落と無責任体制が今問われています。また、皆さん、記憶に残っている方もいると思いますけども、2009 年の７月 11 日、日出町の大分自動車道日出ジャンクション付近で、柳ヶ浦高校の野球部員が乗った大型バスが転倒する事故が起き、このときも生徒１人が死亡、42 人が重軽傷する大事故がありました。また、2011 年 11 月３日には、神奈川県の青森山田中学校のサッカー部員が乗ったマイクロバスが追突事故を起こし、部員４名がけがをする事故も起こっています。いずれの事故も、顧問の運転でしたけども、安全運転に対する危機管理が今も問われています。

そこで、別府市内の中学校部活動の校外活動の移動手段の現状について伺いたいと思います。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

中学校の部活動における市外への移動は、各部活動の状況に応じ、保護者による自家用車での個別送迎や乗り合わせが主体となっております。なお、教職員の私有車への生徒同乗につきましては、安全危機管理の観点から原則禁止としております。

一方で、九州大会や各種コンクールなどの遠方への移動におきましては、状況に応じて運転手付の貸切りバスを手配するなどの対応も取っております。

○ 22 番（松川峰生）　答弁の中に、一応市内７校全てが部活動の校外活動における移動手段では、保護者が主体に合わせて、諸事情で保護者が送迎できない場合は、他の保護者の車に同乗させてもらい移動というふうに理解しています。

また、九州大会やコンクール等の移動にも公共交通を利用し、マイクロバスやレンタカーを借りての移動はないというふうに理解しておりますので、引き続き安全管理をしっかり

としていただきたいなと思います。

そこで、教育委員会の管轄外になるかと思いますけども、少年野球等、部活動以外の様々な競技団体、文化部による校外活動の移動がありますけれども、このスポーツ団体やクラブ活動に所属する会員の多くは、市内の児童生徒であります。保護者が他の家庭の子どもを乗せて送迎に協力する車出しがあると思いますけども、この車出しは、有償でなければ違法ではありません。以前よりこの費用面や利便性から多く行われているのが実態ですが、教育委員会とスポーツ推進課が所管している様々なスポーツ団体、文化団体の移動手段の現状についてはどのようになっていますか。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

別府市スポーツ協会に所属する一部の競技団体事務局を対象に聞き取りを行った結果、保護者による自家用車での個別送迎が主体となっていました。会場の駐車場の台数に制限がある場合には、乗り合わせにより移動している事例も見られました。一方で、自前のバスを所有している一部の団体におきましては、指導者がそのバスを運転している事例も見られました。また、マイクロバスをレンタルしているケースもありました。

○ 22 番（松川峰生）　部活動でスポーツ等の校外活動の移動は保護者が使用する車の移動、つまり車出しが実態であるというふうな答弁ということで理解しております。

個人の車を利用する場合、大事なことは自動車保険加入の確認や学校管理以外のスポーツ、文化、レクリエーションなどの移動時における事故を補償するスポーツ安全保険、同乗者の傷害を手厚く保障するプランを含めた保険加入が不可欠であります。このことから校外活動に伴う移動については、部活動や各種団体に対して、移動の際、公共交通以外の移動手段を利用する場合は、同乗者の傷害を手厚くする保険プランを含んだ保険加入の促進や、安全対策の徹底を教育委員会とスポーツ推進課は、所管団体に指示や通達しなければいけないと思いますけども、それについてどのような考えか答弁ください。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

市教育委員会といたしましても、送迎時の安全確保や、万が一の際の補償につきましては、その重要性を認識しており、現在、運転者の健康状態や免許証、任意保険の加入状況などを確認するチェックリストの作成を進めており、これらを活用した安全管理の周知に努めてまいりたいと考えております。

○ 22 番（松川峰生）　答弁の中にもチェックリストの作成、また安全管理の周知徹底をという話がありましたけども、積極的に進めてください。今、別府市では聞いている限り大きな事故はありませんけども、必ず喉元過ぎれば熱さを忘れるということで、忘れた頃にこういう事故がやってきます。やはり気持ちの持ち方だと思うんで、それを所管する教育委員会がしっかりと各学校に徹底していただきたいなというふうに考えております。

これは被害者だけではなく、加害者になったとした場合でも、自分を守る意味でも、任意保険加入は不可欠です。同乗者の損害をどこまでカバーできるか確認しておくことも必要であります。運転事故は結果も重大になりますので、善意に頼らず、ｴﾅｲﾋﾛﾉ広い校外活動の移動だからこそ、保険加入等のチェックの緊急性は高く、校外活動に出向く場合は、事故が起こらないという保証は絶対ありませんので、車で移動する場合は安全な送迎ができる環境整備を努めるべきで、別府市独自の講習会等を早急に実施すべきと思うが教育委員会のお考えをお聞かせください。

○教育部長（佐保博士）　お答えいたします。

市教育委員会といたしましては、部活動における生徒の安全な移動を確保するためには、指導者や保護者の安全意識の向上が不可欠であると認識しております。この安全意識の向上に向け、別府警察署交通課に対し、安全講習会の開催について打診したところ、既に御協力をいただける旨の回答をいただいております。今後は、開催時期や内容など詳細を速

やかに調整し、早期の開催を目指して準備を進めてまいります。

○22番（松川峰生）　ぜひ早急に講習会等をできる限り、部活動の顧問の先生や、あるいはスポーツ推進課が担当する様々なクラブ、例えば県体なんかに所属しているそういう団体にも声をかけていただいて、しっかりと講習をしていただきたい。そして、安全を徹底していただきたいなとそのように思います。教育委員会とスポーツ推進課が所管している全ての団体に対して安全活動は今申し上げましたように早急に実施してください。

最後になりますけども、文部科学省が５月19日に部活動の遠征等における安全確保徹底を求める通知を出しております。対象は全国の教育委員会と私立学校を所管する都道府県等です。別府市教育委員会にも通知が届いていると思いますが、その内容について答弁してください。

○学校教育課参事（藤原良浩）　お答えいたします。

第一に､「移動時における交通安全の徹底」でございます。自動車やバスでの移動の際は、後部座席を含めた全員のシートベルト着用を徹底させるほか、運転者の疲労や起床状況を考慮した時間的、体力的に無理のない移動計画の策定を義務づけております。また、外部のバス等を利用する際は、国の許可を受けた正規の事業者であることを確実に確認してまいります。

第二に､「学校組織全体での管理体制の強化」でございます。部活動の遠征や合宿の安全確保につきましては、現場の顧問や指導者任せにするのではなく、出発前に校長などの管理職が計画書を組織的にチェックすることなどを強く求めております。

○22番（松川峰生）　文部科学省もやはりこういう事故を大変重大という認識があっての通知だと思います。車の事故は、１回起きると大きな事故になりますので、やはり子どもたちの安心・安全をいかに確保するか、担保するかということが私どもの課題ではないかなというふうに思います。

そこで、今も申し上げましたけども、こういう安全確保を担保できるよう積極的な取組をお願いして、私の質問は終わります。なお、まだまだ続けたかったんですけども、先ほど申し上げましたように、年齢的にもこのぐらいが限度ではないかなというふうに思いますので、執行部の皆さん、ありがとうございました。

○16番（穴井宏二）　16番穴井でございます。よろしくお願いをいたします。

最初に、別府市のこどもと親のミカタＡＩ「ＡＩ（あい）ちゃん」実証事業について質問をしたいと思います。これについての質問でございますけども、非常に反響が大きいようでございまして、それも一つの取り上げた原因となっておりますので、よろしくお願いいたします。

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化をしております。不登校やいじめ、家庭内のトラブル、子育て不安など核家族世帯の増加、また子ども一人一人がスマホを持っているような、そういうふうなスマホ社会とも言われております。その一方で、悩みを抱えていても「相談したいけれど、窓口に行きづらい」と、「電話で話すことはハードルが高い」、「夜間や休日になると不安になってくる」、「どこに相談したらいいか分からない」といった理由から、支援につながっていない方も少なくないのではないかと思っているところでございます。

私も、以前、父親の産後うつの大問題につきまして、すぐに議会で新たな支援の取組としましてＡＩの活用を提案させていただきましたけれども、これからの時代は、従来の窓口相談に加えまして、選択肢を増やしていくことも大事じゃないかなと思っているところでございます。

そこで､今回別府市が実施しております子どもと親のミカタＡＩ「ＡＩ（あい）ちゃん」は、そのような相談につながりにくい方々への新たな相談手段として、期待が持てるとこ

ろでございます。この本事業を開始しました背景と目的について、まずお伺いしたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

本事業は、傾聴型生成ＡＩ及び有人スタッフによる相談支援や情報提供等を通じて、必要な支援につなげる仕組みを実証する実証事業として実施しております。事業実施の背景として、悩みを抱えていても、窓口や電話での相談に抵抗がある方、夜間や休日に不安を感じる方、相談先が分からない方もおられるものと認識しております。ＡＩだけで完結するものではなく、相談内容に応じて情報提供や相談先の案内を行い、必要な場合には有人相談や関係機関につなぐことを目的としております。

○16番（穴井宏二）　私も実際にこの「ＡＩ（あい）ちゃん」に登録して、利用してみました。登録方法は非常に簡単でございました。いろいろ打ってみたんですけど、想像していた以上に自然な感じの対話ができまして、相談しやすいなという印象を受けたところでございます。私もある集まりで、「ＡＩ（あい）ちゃん」のことを説明させていただきましたら、皆さんもほおっという感じで反響がありました。多分何人かの方が登録をされたんじゃないかと思っております。

この「ＡＩ（あい）ちゃん」でございますけども、まずＡＩに気持ちを整理してもらって、その後必要に応じて人に相談するという使い方もできるのではないかなと思っているところでございます。また、これまで相談窓口に直接つながることが難しかった子どもや保護者にとりまして、ＡＩが最初の入口となって支援につながる可能性もあるのではないかと思っております。

そこで、この「ＡＩ（あい）ちゃん」の現在の登録状況や、分かる範囲での相談内容、また実際に支援につながった事例などあればお聞かせをいただきたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

本事業の登録者数は、６月５日現在で約460名となっております。

相談内容といたしましては、学校生活や不登校、友人関係や家族関係、子育てに関する悩み、将来の不安や孤立感など様々な相談や心の声が寄せられています。また、ＡＩとのやり取りを通じて支援の必要性がうかがわれ、関係機関との連携につながった事例も生じており、現在、継続的な支援につなげているところでございます。

○16番（穴井宏二）　分かりました。なかなか対面では話せない将来の不安とか孤独感、そういうふうなことがこのＡＩでは気軽にスマホで打って話せるという気軽さがあるかと思います。

先日、報道された事案におきましては、子どもがＡＩに相談したことをきっかけに児童相談所へ相談や支援につながったとも報じられております。もちろん個別事案について評価するつもりはありませんけども、私はこのことを見まして、困り事を抱えた子どもが誰にも相談できずにいるのではなくて、まずＡＩに相談したことで支援につながったという点がポイントだと思います。

一方で、本人が想定していなかった形で事態が進んだことへの戸惑いもあるかと思います。しかし、子どもが相談したこと自体が悪いのではなくて、本来であれば、困ったときに助けを求めることは大切なことでありまして、相談した子どもが相談しなければよかった、また自分が悪かったと感じる社会であってはいけないと思っております。ＡＩには人に言えないことをまず打ち明けることができるという可能性と、相談を支援につなげていくことの重要性の両方を示した事例ではないかと思っているところでございます。

そこで、別府市はＡＩ相談支援の意義についてどのように捉えていらっしゃるのか、御答弁をお願いします。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

ＡＩが相談のきっかけとなり、必要な支援につながる可能性について認識しております。相談したくても相談できない方や、自分の悩みを誰にも打ち明けられない方にとって、ＡＩとの対話は最初の一歩となることは、本事業の大きな意義の一つであると考えております。また、本市としては、困り事や不安を抱えた子どもが相談すること自体は決して悪いことではなく、一人で抱え込まず、助けを求めることは非常に大切なことだと考えております。

本事業につきましても、安心して相談できる入口の一つとして活用していただき、必要な支援につなげていくことが重要であると考えております。

○16番（穴井宏二）　課長がおっしゃったように、このＡＩとの対話が最初の第一歩となることは本当にいいことだなと思っております。

この生成ＡＩの活用につきましては、期待の声がある一方で不安の声があることも事実でございます。実際に海外では生成ＡＩとの対話が影響した可能性が指摘されている事案がございます。大切な命を失ってしまったという報道もありました。また学校現場や保護者の中には、個人情報の取扱いは大丈夫なのか、ＡＩの回答は信用できるのか、深刻な相談があった場合に適切な対応ができるのかといった不安の声もございます。このようなＡＩの信用に対する不安の声を払拭するためにも、民間の一般的なＡＩ任せではなくて、行政が責任を持って、安全な仕組みを構築することが重要だと考えております。

そこで、本事業ではどのような安全対策を講じているのか、御答弁をお願いします。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

本事業で活用している「ＡＩ（あい）ちゃん」は、一般的な生成ＡＩをそのまま利用するものではなく、専門職とＡＩが連携して相談支援を行う仕組みとなっております。一般的な生成ＡＩは、質問に対して回答を行うことを得意としておりますが、「ＡＩ（あい）ちゃん」は、相談者の状況や置かれている環境を踏まえながら対話を行い、必要に応じて専門職が内容を確認し、相談者にとって適切な支援や相談先につなぐことを目的として運用しております。

そのため、本人や周囲の人の安全に関わる内容や緊急性が高いと考えられる相談に関するリスクワードを設定しており、検知した場合にはアラートが発生する仕組みとなっております。また、特定のキーワードだけで判断するのではなく、ＡＩが前後の文脈も含めて内容を解析し、リスクの程度を判定する仕組みを導入しております。さらに、24時間365日体制で有人による確認を行い、緊急性や支援の必要性が高い場合には、適切な相談機関や関係機関につなぐ対応を行っております。

このように、ＡＩによる判定と人による確認を組み合わせながら、安全性の確保に努めております。また、「ＡＩ（あい）ちゃん」は、本市と事業者が連携して運用している相談支援システムであり、回答内容や運用状況を継続的に確認しながら改善を行っています。行政が関与し、安全性や支援の質を確保しながら運用していることも本事業の特徴であると考えております。

○16番（穴井宏二）　今答弁にありましたとおり、リスクワードを設定していると、非常に大事なことだなと、いいシステムであると思っておりますし、24時間365日、日本だけじゃなくて世界に何か拠点を置いて何か監視しているというふうに教えていただきました。すばらしいことだなと思っております。

そこで、今回の実証事業につきまして、従来の相談窓口だけでは届かなかった方々への新たな相談支援の形として、大きな可能性を私は感じているところです。また、今後、生成ＡＩはさらに社会に普及していくものと思われます。また、これまで相談窓口に直接つながることが難しかった子どもや保護者にとって、ＡＩが最初の入口となって支援につながる可能性も秘めているのではないかと思っております。ぜひ今回の実証結果を十分に検

証していただいて、相談支援の充実という観点から、本格的な事業化も含めて前向きに検討していただきたいと思いますが、別府市の考えをお伺いいたします。

○こども部長（宇都宮尚代）　お答えいたします。

別府市こどもと親のミカタＡＩ「ＡＩ（あい）ちゃん」の事業につきましては、現在実証事業として実施をしており、利用状況、相談内容、支援への接続状況、また安全性、運用上の課題などを検証しているところでございます。現時点におきまして、相談の入口として一定の効果や可能性が見られているものと認識をしております。

今後につきましては、実証結果を丁寧に分析し、安全性や運用上の課題も踏まえながら、継続的な相談支援の仕組みとしてどのような形が望ましいのか、本格的な事業化の可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

聞き間違いかもしれませんけれども、ちょっとお聞きしたときに、この事業につきましては、年間数百万円程度かかるかなと聞いたような気がいたします。ちょっと間違ったら申し訳ないんですけども、この実証事業につきまして、実証事業で終わっている自治体も残念ながらあるんですね。そのような何で実証事業で終わってしまったのかとか、そのような原因を調査しながら事業化に向けて取り組んでいただきたいなと思います。

また、高齢者の方についても、このＡＩを使った相談をやっている奈良市とか、やっているところもあるようでございますので、ぜひそこら辺も検討をお願いしたいと思います。この項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、２．身寄りのない高齢者への支援と身寄りのない入院者への訪問支援、これ精神科について質問をしたいと思います。

まず、身寄りのない高齢者への支援でございますけども、全国的にも高齢者は増えまして、高齢化率が上昇しているところでございます。その中でも、独り暮らしの高齢者は、生活上のお困り事があると思います。まず、独り暮らしの高齢者の状況について具体的なことを教えてください。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

令和７年度版の高齢者白書によりますと、65歳以上の人口に占める独り暮らしの高齢者の割合は、全国で令和２年、男性15％、女性22.1％で、令和32年には男性26.1％、女性29.3％になると見込まれています。大分県は、大分県の人口の概要によりますと、令和２年、男性が13.8％、女性が22.6％となっています。別府市の状況は、民生委員さんの調査によりますが、令和７年度は男性1,552人で、同じく65歳以上の人口に占める割合は10.2％、女性4,311人で18.9％となります。

○16番（穴井宏二）　独り暮らしの高齢者の方が増えているのは、全国的にも核家族化が進んでいるというふうな状況が見られるようでございますが、お困り事としましては、認知症や孤独死や消費者トラブルですね。詐欺などもありますけども、これについてはどのように別府市として見守りの支援を行っていますか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

独り暮らし高齢者を取り巻く問題は様々あり、社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりや関係機関の協力が重要だと捉えており、見守りや居場所づくりを推進しています。見守りとしまして、民生委員さんによる声かけや詐欺などの注意喚起、社会福祉協議会が行っています御家庭に乳酸菌飲料を配達し、安否確認をするとともに、孤独感の解消に努める「愛の訪問事業」などがあります。また、急な体調不良などに備えた独り暮らし高齢者緊急通報システム事業も実施しております。

○16番（穴井宏二）　独り暮らしの高齢者の問題の中で、身寄りのない高齢者の方も結構いらっしゃいます。今後、ますます増えてくると思います。国も身寄りのない高齢者の支援

を議論していますけども、課題の一つとしまして、亡くなった後の処理、事務が考えられます。別府市はどのような、これについて支援を行っておられますか。

○高齢者福祉課長（末房日出子）　お答えいたします。

別府市社会福祉協議会では、身寄りのない高齢者や親族に頼れない高齢者の見守りや金銭管理をサポートしたり、入院や死後事務の代行などを行う終活安心サポート事業を行っています。また、別府市成年後見支援センターにて、判断能力の低下に備える任意後見センター等の相談に応じて、高齢者がいつまでも安心して暮らせるように支援しています。今後も引き続き制度の周知を図ってまいります。

○16番（穴井宏二）　ありがとうございます。今後、独り暮らしの高齢者が増えてくると思います。大阪の大東市では、ちょっと行ってきたんですけども、65歳になって公的な支援が受けられない、家族にも頼めないという人に、「生活サポーター制度」というのを設けております。このようなぜひ生活の困り事、社会福祉協議会でも「ちょいボラ」もあると思いますけども、重なるところもあるかもしれませんが、それで補えないところをこの「生活サポーター制度」、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

では、続きまして、身寄りのない入院者への訪問支援の制度、精神科等と書いてありますけども、精神科についてお伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

令和５年の精神疾患を有する方の外来患者の数は576万人とのデータが発表されております。これは脳血管疾患や糖尿病を上回る身近な疾患となっております。平成29年にはこれからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会の報告書においては、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などが包括的に確保されたシステムの構築がうたわれております。

また、令和４年には、精神保健福祉法の改正におきまして、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象に、精神保健に関する課題を抱える者が追加されました。住民にとって身近である市町村において、精神保健に関する積極的な相談支援体制の充実を図ることが求められているところでございます。

そこでお伺いいたしますけども、精神科病院で入院治療を受けている身寄りのない入院患者さんにつきましては､医療機関外の者との面会交流が途絶えやすい状況でございます。そこで、先ほども申し上げましたけども、精神保健福祉法の改正によりまして、入院者訪問支援事業が創設されまして、同事業の利用が可能になったとのことですけども、まず精神保健福祉法の改正とその創設された事業の概要はどうなっていますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（大久保　智）　お答えいたします。

令和４年の改正精神保健福祉法の概要ですが、自治体の相談支援の対象の見直し、相談及び援助、市町村への支援に関する都道府県の責務の明確化など､包括的支援の確保に係る改正を行っております。その改正により、令和６年４月より精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえまして、入院者のうち家族等がいない、いわゆる市町村長同意による医療保護入院等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する入院者訪問支援事業が開始されています。

○16番（穴井宏二）　分かりました。それについて、別府市の対応はどうなっているのか、また併せて、先ほども精神疾患の外来患者数は全国的には576万人と申し上げましたけども、別府市内のその手帳の所持者の方、また自立支援医療での精神科への通院を利用している方は何名ほどおられますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（大久保　智）　お答えいたします。

本事業は、都道府県政令指定都市特別区保健所設置の市が事業実施主体となっているため、大分県の担当課を紹介いたしております。

市内の手帳と医療の受給者証の数ですが、令和７年度末の統計となります。精神障がい者保健福祉手帳の所有者は 1,970 名、自立支援医療の精神通院受給者証の発行者は 2,779 名となっております。

○ 16 番（穴井宏二）　分かりました。私もこの精神科関係につきましては、あるＮＰＯの人権センターに聞き取りをいたしました。そうしましたら、皆さん御存知だと思いますけども、この精神科への入院については措置入院、また任意入院、それからもう一つ医療保護がございます。全国で数十万人の方が入院をされているということで、措置入院の方が約 12 万人、医療保護入院の方が約 12 万人、こういうふうにお聞きをいたしました。

そういうことで、入院者への訪問相談を行っている中で、この人権センターの方が言うには、入院者への訪問相談を行っている中で、一番多い声はなかなか声が通らないという声がとても多いそうです。あとはトイレの問題とか、お風呂の問題とか、ちょっとここで細かいことはあんまり申し上げませんけども、そういうふうなことをおっしゃっておりました。

また、入院されていた方が退院された後、地域生活を行っていくにはまた大変な御苦労があるかと思います。精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように地域包括ケアシステムの構築も改正法で規定されたようでございますけれども、この概要はどうなっていますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（大久保　智）　お答えいたします。

精神保健福祉法のみならず、医療法をはじめとした多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障がい者等に適切に提供される必要があることから、このシステムの構築を目指すことを理念としていました。

令和４年の改正により、実現に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員や各種支援関係者等の様々な立場の者が協働し、当事者の生活圏域であります東部保健所の圏域を基本として、精神障がい者等のニーズや地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進しております。

○ 16 番（穴井宏二）　また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築においても、別府市は東部保健所との連携を進めて、地域定着支援部会内でしっかり対応されているということでございました。

続きまして、入院日数等についてちょっとお聞きをしたいと思いますけども、先ほどの御答弁にもありましたが、令和６年から入院者訪問支援事業、精神科への入院者訪問支援事業が始まっております。今のところは県の事業でございますけども、市町村も相談窓口の充実が求められております。別府市内にも精神科の病院もあることから、市としても真摯に取り組んでいくべき課題だと思います。

人権センターの方へお聞きいたしましたけども、入院者の方が退院への要望を聞いてもらえなくなると、何回言っても聞いてもらえなくなると、退院への気力や意欲が落ちてパワーレスになってしまい、長期入院の原因ともなると申しておりました。

また、相談の方法としては、本人、親族が退院請求する制度もあるということで、最終的には県の精神医療審査会での審査になるようですけども、仮に外部環境の中で生活でき得る状態であると思われる方が、10 年、15 年と入院するのはやはり考えざるを得ないのではないかなと思います。

そこで、精神病院での入院日数等の現状は、どのようになっているんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（大久保　智）　お答えいたします。

令和６年３月の大分県医療費適正化計画第４期によりますと、大分県の精神疾患患者、

令和４年６月 30 日時点になりますけども、入院患者数が 4,469 名となっております。年齢別階級割合は、65 歳以上の割合が 71.8％となっております。その割合は年々増加しているとのことです。

また、精神病床の平均在院日数は、令和３年時点ですが、全国平均より 144.4 日長い 419.5 日となっております。

○ 16 番（穴井宏二） 結構、長いなと、いろんな要因があるかと思いますけども、分かりました。ありがとうございます。

全国的なデータによりますと、精神科に入院している入院者の方は１年未満が約 10 万人、１年から５年が約８万 3,000 人、大まかなデータです。５年から 10 年が約３万 6,000 人、10 年以上が約４万 7,000 人とのデータがあるようです。入院中の御本人等から退院請求や処遇改善請求は年間 4,400 件あるそうですけども、僅か 1.5％の入院患者さんしか利用していないそうです。

私も県にも聞きましたけども、昨年は大分市の２つの精神科で、入院者訪問事業を行ったそうです。今年度からは県下の全域に広げるとのことでした。昨年度の訪問事業の中から、入院者さんの声としては、やはりなかなか声が通らないということが一番多かったそうでございます。市町村への相談窓口の協力が求められるているそうですので、入院者さんの声が拾えるように協力すべきだと思います。

長期入院患者さんの退院後の日常生活への移行に多くの問題もあるかと思いますけども、そこら辺を細かく分析しながら、相談に乗りながら、別府市の今後の方向性はどのようになっているんでしょうか。

○市民福祉部参事兼福祉事務所長（甲斐博幸） お答えします。

令和４年の精神保健福祉法の改正において、精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に関する課題を抱えるもの」が追加され、住民にとって身近である市においても積極的な相談支援体制の充実を図ることが求められていますので、最初の相談窓口として、基幹相談支援センターを紹介しており、地域全体での支援を推進してまいります。

○ 16 番（穴井宏二） 分かりました。本年度から県下各市町村にこの相談事業は広まるそうでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午前 11 時 49 分　休憩

午後 １ 時 00 分　再開

○副議長（安部一郎） 再開いたします。

○ 16 番（穴井宏二） 穴井でございます。

では、午前中に引き続きまして、よろしくお願いをいたします。

午後からは、まず、はしかにつきまして、また主にＨＰＶワクチンの男性への独自助成、接種につきまして、当局の見解とかお伺いしたいと思います。

まず初めに、はしかの状況についてお尋ねをしたいと思います。

全国的に見ますと、はしかは昨年の同時期に比べまして約４倍のペースで広まっているとなっております。このはしかの感染者数は、近年は増加傾向にありますけども、県内や別府市の状況は今どうなっていますでしょうか。

○健康推進課長（三代　大） お答えいたします。

令和８年５月 24 日時点における全国のはしかの感染者数は 511 人であり、昨年の年間感染者数 265 人を上回っています。大分県内では昨年２人の感染者が確認されていますが、別府市内ではゼロ人となっており、今年に入ってからは県内においても先月の５月 24 日時点でゼロ人となっています。

○ 16 番（穴井宏二） 分かりました。今回の感染者、全国的なはしかの感染につきましては、

２つの要因があると専門家は分析しております。１つが、海外からのウイルスの流入ということです。インバウンドがかなり増えてきましたので、１つがあります。

２つ目が、10代から40代における予防ワクチンの未接種者、また、１回接種者の存在ということです。今回感染した人のうち、約７割がこの世代に集中しているということでございましたので、厚生労働省もしっかり自分の接種記録を確かめるように、また不安な方は抗体検査をするようにと言っておりますので、ぜひ市のほうも広報をよろしくお願いしたいと思います。

では、続きまして、ＨＰＶワクチンについて質問をしたいと思います。

日本では、これまで男性が接種できるのは４価ワクチンのみでございました。９価ワクチンも接種されるようになりましたけども、この９価ワクチンにつきましては、2014年12月にアメリカで承認されて以来、多くの国と地域で承認されておりまして、現在、世界90か国以上の国で男女ともに定期接種を行っております。Ｇ７の中で男性の定期接種を実施していないのは日本だけとなっております。この９価ワクチンについて男性でも接種できるようになりましたけども、この承認に至った経緯、これはどうなっていますでしょうか。

○健康推進課長（三代　大）　お答えいたします。

令和２年12月に尖圭コンジローマや肛門がんの疾患リスクを減らすことができる４価ＨＰＶワクチンについて、９歳以上の男性への接種が薬事承認されました。その後も厚生労働省において、ＨＰＶワクチンの男性への接種の評価などについて検討や議論を得た上で、昨年８月に尖圭コンジローマや肛門がんの予防に対する９価ワクチンの男性への適用拡大が薬事承認されたところでございます。

○16番（穴井宏二）　男女ともに公費で９価ワクチン接種を推進していきました、外国ですけども、オーストラリアでは男女ともに接種率が高く、子宮頸がんが近い将来撲滅できると報告をされております。

先日の大分合同新聞に掲載されておりましたけども、女性の子宮頸がんの原因として知られるのはヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）の感染でございますけれども、男性も接種できると知っているのは39.4％にとどまるとの調査結果を、日本対がん協会がまとめたそうです。男性は、課長おっしゃったようながんが予防できるということでございます。

そこで、このＨＰＶワクチンを男性が接種する場合の意義と、また適応症としまして、承認されているがんなどの疾患の種類、これはどうなっていますでしょうか。

○健康推進課長（三代　大）　お答えいたします。

ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）は、主に性行為によって、男女問わず多くの人が感染するウイルスであり、ほとんどの場合は無症状のまま免疫によって自然に排除されますが、一部において子宮頸がんのほか、肛門がん、尖圭コンジローマなどの疾患の原因になることが分かっています。男性がＨＰＶワクチンを接種することで、肛門がんや尖圭コンジローマの予防効果が期待されます。

○16番（穴井宏二）　続きまして、この大分合同新聞には、日本対がん協会のインターネットアンケートでございますけれども、日本対がん協会がこの調査の中で、女性が定期接種対象となる小学校６年生から高校１年生の子どもを持つ保護者1,670人から回答があったそうです。その中でＨＰＶワクチンについて77％の方が、「知っている」と回答しました。このうち男性の接種に関しまして16.6％が知っていて、効果や対象年齢なども理解していたとし、22.7％が「聞いたことはあるが、詳しくは理解していなかった」、60.6％が「知らなかった」と答えたそうでございます。

こういうふうにありまして、海外では非常にノーマルなＨＰＶワクチンの男性への接種ということでございますけども、日本はやっぱり遅れているなというふうに考えられます。

まだまだこれから進めていくということになるかと思いますけども、こうした現状に対しまして、費用面など、また課題がありましたら御答弁をお願いいたします。

○健康推進課長（三代　大）　お答えいたします。

現在、女性への接種は国の助成対象である定期接種となっていますが、男性への接種は助成対象外の任意接種となっており、接種費用は３回接種で約５万円から 10 万円ほどかかり、全額自己負担となっています。また、厚生労働省の審議会などにおいて、男性への定期接種化に向けた議論や費用対効果の検討が継続されていますので、国のこうした動向を今後も注視していきたいと考えております。

○ 16 番（穴井宏二）　また、この中では男子について「接種経験がある」と答えたのは 3.1%、これを多いか少ないかと見るのはあれですけども、この 3.1%の中で、接種理由はネットの広告、また、いろんな記事で見たので接種をしたというのが最も多かったそうです。男子に対する今後の接種について意向を尋ねますと、55.3%が接種をしてほしい、そういうふうな回答があったそうでございます。

国内でも一部の自治体におきましてはＨＰＶワクチンの男性接種に対して、宮崎市、またほかの本州のほうでも本当にある一部ですけども、独自助成している中で、別府市におきましても、このようなアンケート結果等もございますし、様々なことを勘案いたしまして、独自助成について導入をいただきたいなと思っているところでございますけども、これについて別府市の見解をお答えください。

○いきいき健幸部長（河野幸夫）　お答えします。

ＨＰＶワクチンの男性接種につきましては、先ほど答弁がありましたがんへの予防効果が期待されますので、接種自体については肯定感を持っておりますが、厚生労働省においては、男性接種に係る接種回数や予防する対象疾患、接種の安全性などのエビデンスをさらに蓄積する必要があるとして、議論や検討を継続しております。また、独自助成を先行導入した自治体の導入効果なども注視しながら、総合的に勘案した上で本市の独自助成について検討してまいりたいと考えております。

○ 16 番（穴井宏二）　分かりました。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、市営住宅につきまして、質問をしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

市内を回っておりますと、市営住宅の空き室が増加しているように思います。別府市が管理している市営住宅は、現在、何戸なのか。また、空き室の状況ですね、そういうふうなこともちょっとお聞きをしたいと思うんですけども、市営住宅の棟数、戸数、また今後の管理の方向性について教えていただきたいと思います。

○施設整備課長（小山秀輝）　お答えいたします。

現在、本市の市営住宅の団地数は 27 団地、棟数は 117 棟、管理戸数は 2,309 戸でございます。

その中には築 50 年を超えるものも数団地あり、引き続き別府市公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善事業を図りながら、社会情勢の変化や市営住宅の需要を考慮した管理に努めていきたいと考えております。

○ 16 番（穴井宏二）　方向性につきましては分かりました。

近年の応募の倍率や、また、現在の入居状況、65 歳以上の方の入居割合を教えてください。

○施設整備課長（小山秀輝）　お答えいたします。

募集状況でございますが、令和７年度に６回の募集を行い、募集戸数の合計が８３戸、これに対する応募件数の合計が５６９名であり、応募倍率は約 6.8 倍となっております。

次に、現在の入居状況でございますが、令和８年４月現在で、管理戸数 2,309 戸に対し、

入居戸数が1,914戸であり、入居率は約83%となっております。

また、65歳以上の方の入居割合でございますが、現在54%となっております。

○16番（穴井宏二）　今、54%というふうにお答えいただきました。もう一つ、18歳以下の方の入居割合の推移につきまして、10年前等々と比べましてどうなっているのか、お教えいただきたいと思います。

○施設整備課長（小山秀輝）　お答えいたします。

18歳以下の入居者の割合は、10年前の平成28年が15%、５年前の令和３年が11%、現在が８%となっております。

○16番（穴井宏二）　分かりました。

では、賃金上昇に伴う問題についてでございます。裁量世帯の方への課題でございますけども、高齢化が進むことで、団地の清掃活動とか、様々な役員の成り手のこととかちらほら聞くこともございます。近年は物価上昇の影響が大きく出ておりまして、エネルギー価格や円安による輸入物価の高騰がありまして、名目上の収入は増えても、実質の所得は逆に減ってしまうというケースもございます。市営住宅に入居されている方の中にも同様のケースがありまして、所得制限の関係から市営住宅を出ていくように指導されることもあるようです。

そこで改めてお聞きしますけども、別府市の市営住宅における一般世帯と裁量世帯の入居収入基準はそれぞれ幾らになっていますでしょうか。

○施設整備課長（小山秀輝）　お答えいたします。

本市では、一般世帯が15万8,000円以下、裁量世帯が21万4,000円以下と定めております。

○16番（穴井宏二）　分かりました。裁量世帯が21万4,000円以下ということでございますけども、長野県の松本市におきましては、応募者が収入基準を超過する状況が出ていたため、また入居率の低下もあったそうですけども、公営住宅法が定める法の中で、限界値の25万9,000円まで収入超過者にならないように改正を行ったそうでございます。そのような改正をやっている自治体も出てきておりますし、現役世代の入居促進ということで、裁量世帯の収入基準引上げ、また子育て世代の入居要件の緩和などを別府市においても、できれば行っていただきたいなと思うんですけども、お考えはいかがでしょうか。

○建設部長（山田栄治）　お答えいたします。

本市では、昨年度、同居親族要件を適用せずに入居を認める条例改正を行っております。申込者の少ない団地の高層階において、40歳以上の単身者の入居を可能とする募集を行う予定としております。その動向も踏まえつつ、裁量世帯への入居要件の緩和につきましては、困窮度の高い世帯への供給確保を基本に、各住宅の応募状況、それから他都市の状況なども注視しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

○16番（穴井宏二）　すぐにはならないかもしれませんけども、状況等を鑑みまして、取組をよろしくお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

では最後に、災害時の電力確保、主に「レンズ風車」発電について簡単にお聞きしたいと思います。

まず、別府市内の収容避難所におきまして、災害時に停電した場合の電源の確保、この状況はどうなっていますでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫）　お答えします。

市内には、現在40か所の収容避難所がございます。主には公立小中学校の体育館や地区公民館などの公の施設が指定されております。その中で、自家発電の設備を備えている施設は３か所ございます。そのため、別府市備蓄計画に基づき、今年度中に40か所全ての避難所に発電機を配備します。

○16番（穴井宏二）　分かりました。災害時に安全かつ持続可能な電気供給を確保することができる「レンズ風車」というのがございます。ちょっと説明するとなかなか難しいんですけども、大分市の民間事業者、また県外の認定こども園等にも設置されているようでございますけども、この概要についての御説明と、あわせて、災害時を想定しまして避難所に導入することは大変有効だと思うんですね。今後、この設備の導入を視野に実証実験とか、どこかに設置してみるとか、そういうふうなこともぜひ考えられたらどうかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○防災局長（日置伸夫）　お答えいたします。

この「レンズ風車」でございますけれども、「レンズ風車」とは、九州大学と民間会社が共同開発したもので、風向きや風量を効果的に捉え発電を行うものでございます。従来の風力発電に比べまして、省電力で静音性に優れており、緊急時の電力供給に期待されることと聞いております。

また、災害時の避難所におきます電力供給は重要でございます。このような持続可能なエネルギーを利用した発電装置は、災害時において有効なツールであると認識しております。避難所の電力供給の確保につきましては、今後とも様々な発電設備について調査研究してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二）　終わります。

○14番（三重忠昭）　市民クラブの三重忠昭です。予定よりかなり早くなりましたけども、早速質問に入りたいと思います。

最初に、５歳児健診事業についての質問に入りますけども、これ国のほうでも５歳児健診について、自治体に対する支援強化に今乗り出しているということを聞いています。そして、別府市も令和８年の新年度予算で、新規事業として５歳児健診事業が導入されましたけども、まずは、その目的についてから聞かせてください。

（議長交代、議長小野正明、議長席に着く）

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

子どもの発達段階における５歳頃は、集団生活の機会が増え、言葉や社会性、行動面などの特性が見えやすくなる時期であり、３歳児健診では把握が難しかった特性が就学前になって顕在化する場合もございます。このため、国においても子どもの発達の特性に早期に気づき、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげるため、５歳児健診の実施を推進しているところでございます。５歳児健診は、言語能力や社会性が高まる５歳前後に実施することで、子どもの発達の特性を早期に把握し、就学前に適切な支援につなげることを目的としております。

○14番（三重忠昭）　子どもの発達の特性に早期に気づいて必要な支援につなげるということで、その目的について分かりました。これまでも１歳半、それから３歳児の乳幼児健診というのは、母子保健法に基づいて市町村に実施が義務づけられておりましたし、また小学校入学前には就学児健診等もありました。

それでは、この５歳児健診はどのような方法で実施をしていくのか。それから、また対象者数と健診に関わる費用はどの程度を見込んでいるのかを答弁、お願いします。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

５歳児健診は、アンケートを用いた抽出方式で実施する予定としております。まず、対象者全員に医師等の専門職と協議の上で作成したアンケートを実施し、日常生活や集団生活の状況等を確認いたします。その結果を踏まえ、健診が必要と判断された子どもに対し、医師等による集団健診を保護者に御案内いたします。対象となる子どもは、年度内に５歳になる年中児約700人でございます。他市の実施状況や先行事例を参考にアンケート結果等を踏まえ、約200人程度が集団健診の対象になるものと見込んでおり、令和８年度は

273万8,000円の予算を計上ししております。

○14番（三重忠昭）　分かりました。アンケートを実施して、健診が必要と判断された子どもに対しては、医師などにつなげていくという２段階ということで実施をしていくということが分かりました。

この健診については強制ではないと思いますけども、言語能力や社会性が高まる５歳前後で子どもの特性や発達に関する相談の体制を整備して、必要に応じて専門的な機関につなぎ、そしてスムーズな支援につなげていくということで、保護者や家族にとっても悩みを一人で抱え込まずに、安心して子育てに向き合えることにつながる事業でとてもよいことだというふうに私は思っています。

ただ、この保護者や家族にとってとても助かる事業なんですけども、この５歳児健診についてはこれまで実施をしてこなかったのか、実施ができなかったのかちょっと分かりませんけども、そういう自治体もあったというふうに聞いております。その理由について、国のこども家庭庁が調査をしたところ、医師の確保が困難といったことや実施方法が分からない。それから、福祉や教育、医療などの連携によるフォローアップ体制の構築が難しいという､そういった声や課題があるという調査結果が出ているということでありました。

別府市もこういった課題についてはどのようになっているのか、幾つかに分けてちょっと聞いていきたいと思いますけども、まずは別府市として事業実施に当たっての課題や実施体制について聞かせてください。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

本事業は新たな取組であることから、保護者への十分な周知と理解促進が重要であると考えております。また、健診を実施するだけでなく、その後の支援につなげることが重要であるため、医療、福祉、教育の各分野との連携体制を整えていくことが必要であると考えております。

実施体制につきましては、医師会をはじめ関係機関の御協力により、健診を担う医師の配置をはじめ、心理職、作業療法士、言語聴覚士など健診を実施するための体制を整えることができました。

しかしながら、健診を担う医師や心理職、作業療法士、言語聴覚士などの専門職につきましては、全国的にも人材確保が課題となっており、本市におきましても継続的な確保や育成に努めていく必要があると考えております。

○14番（三重忠昭）　分かりました。今年度の事業スタートに当たっては、もう医師会や関係機関の協力で体制を整えることができているということで安心はできましたけども、ただやはり、今もう様々な職種で人手不足、それから人材不足ということが言われておりますから、今後も継続して事業を進めていく上で、引き続き関係機関への働きかけ、また人材育成には努めていっていただきたいというふうに思います。

また、このほかにもこれから事業を進めていく上でいろんな課題、それから改善点が見えてくると思いますが、事業を進めながら同時進行で対応を図っていっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは次の質問ですけども、この事業を進めていく上でやはり重要なことは、先ほども言われておりましたけれども、決してこれ、健診をするだけでなくて、その後の支援をどうやってつなげていくのかということが非常に大切になってくるというふうに思います。健診後はどのような支援につなげていこうとしているのか、また、今考えられる課題等もあれば併せて聞かせてください。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

健診の結果に応じて医療機関での発達検査を促したり、保健師が継続的に関わりながら発達相談会、巡回支援専門員整備事業、児童発達支援事業所、障害福祉サービスなど、そ

れぞれの子どもの状況に応じた支援につなげてまいります。発達相談会では、心理職や作業療法士、言語聴覚士などの専門職が関わり、子どもの特性や支援方法について保護者と一緒に整理を行います。

巡回支援専門整備事業では、専門職が所属園を訪問し、子どもの集団生活の様子を確認しながら職員に対して助言を行います。５歳児健診の開始に合わせて体制を拡充し、５歳児が所属する市内全ての園を年２回訪問できる体制を整えております。

課題といたしましては、支援が必要な子どもを適切な支援につなげるための療育や福祉サービスの受皿の確保に加え、子どもの特性に対する保護者や周囲の理解を深めていくことが重要であると考えております。このため、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図るとともに、保護者の不安軽減や理解促進に努め、保健師が継続的に関わりながら就学に向けた切れ目のない支援を実施してまいります。

○14番（三重忠昭）　それでは、その子どもたちの就学に対して、医療、福祉と併せてやはり教育機関との連携も必要になってくると思いますけども、どのように連携し、就学に向けた支援につなげていくのか、答弁をお願いします。

○こども家庭課長（内田千乃）　お答えいたします。

事業実施に当たっては、これまで医師会をはじめとする医療関係機関、教育委員会、障害福祉部門等と協議を重ねながら準備を進めてまいりました。就学前から必要な支援につなげることが重要であると考えておりますので、５歳児健診は、学校教育課との共催事業として実施いたします。学校教育課職員も健診当日に従事し、健診後は子ども家庭課と情報共有を行いながら､就学に向けた支援や就学後の学校生活に生かす体制としております。

○14番（三重忠昭）　分かりました。

それでは、ここからはちょっと教育委員会のほうに伺いたいと思います。

この５歳児健診により、支援が必要な子どもの把握がこれまで以上に進むことが想定されます。教育委員会として、就学後の支援体制については、私も学校現場における特別支援員であったり、教育に関することはそれなりに理解はしているつもりですけども、改めて確認も含めてお聞きしたいと思いますが、現在、別府市立幼稚園、公立幼稚園では特別支援教育がどのように行われているのかを答弁、お願いします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

現在、別府市立幼稚園では、特別支援教育専任教員を８名、特別支援教育支援員を５名配置し、特別な支援が必要な園児に対する支援等を行っております。

また、各園の特別支援教育コーディネーターが保護者や療育機関等と連携し、一人一人に適した特別支援教育を行っています。

○14番（三重忠昭）　公立幼稚園については、令和６年３月に出された別府市就学前教育保育ビジョンに基づいて、公立幼稚園の園数は減るわけですけども、減ってもこの特別支援教育専任教員、ここはまたきちっと配置をしていただいておりますし、また、これから2027年度以降からは複数年保育も始まります。そして、そのビジョンの中でも示されましたけども、公立園の大きな役割の一つとして、特別な支援や配慮が必要な子ども、そしてその保護者への支援が挙げられています。

そこで、教育委員会として、５歳児健診が新たに始まり、公立幼稚園における特別支援教育の今後のさらなる方向性をどのように考えているのかを答弁お願いします。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

これまで実施しておりました特別支援教育に係る研修の一層の推進を図ることで、教職員の特別支援教育に対する理解を深めてまいります。

また、令和９年度より開始される２年保育の対象である４歳児についても、特別な支援や配慮が必要な園児に対する支援を行うと同時に、療育機関との連携や就学に対しての情

報提供等、保護者への支援の充実も図っていきたいと考えております。
○14番（三重忠昭）　ぜひともよろしくお願いします。本当に２年保育も始まりますから、受入れの体制、そして支援の充実を図っていただきたいと思います。

５歳児健診の導入、そして複数年保育の導入で、状況によっては、またこれまで以上にその専任教員、また支援についても増員が必要になってくることも想定されるのかなというふうに思いますので、そういった人の配置、それから施設整備も含めてしっかりとした対応をお願いしていきたいと思いますし、また、私も今後の推移を見守りながら注視していきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、次の質問ですけども、子どもの発達や特性を図る５歳児健診の新規事業ですね、この事業と併せて今年度はもう一つ新しい事業として、公立幼稚園で個々の子どもの特性や成長を図る「才能発見プログラム」という事業が実施されるようになっていますが、どのような事業なのかを詳しく聞かせてください。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

子ども一人一人の多様な才能を就学前の早期段階で発見し、就学後の成長段階に応じた適切な支援や教育の在り方を見出すことで、一人一人のよりよい成長につなげることを目的とした事業です。

具体的には、自然体験活動と活動後の振り返りを行い、活動中に見られた子どもの興味・関心、効果的な関わり方などを記録し、幼稚園から小学校へと引き継いでいくといった内容になります。
○14番（三重忠昭）　分かりました。自然体験活動ですね、それからある意味で遊びを通じて子どもたちの成長というか、教育に携わっていくということで、公立幼稚園、幼稚園教育の重要な部分かなというふうに思いますので、大変とても意義のあるすばらしい事業であるというふうに私は感じています。

ただ、その一方でちょっと心配をしていることもあるので、そのことに対して教育委員会の考え方をお聞きしたいんですけども、やはり幼稚園教育は子どもたちの人間形成の基礎をつくるというふうに言われております。その中で、この５歳児を対象に、今質問してきた「才能発見プログラム」、それともう一つは「５歳児健診」、この２つの事業を同時に進めていく上で、場合によっては特性のある子や特定の才能がある子の選別につながるようになってしまうおそれがある、そうなってはいけないんですけども、そのように私は考えていますけども、市教育委員会としてはどのようなところに配慮して考えているのかを聞かせいただけますか。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

本事業の目的は、選別ではなく子どもたち一人一人の強みや課題等の特徴を早期に見つけ出し、それぞれに合わせたよりよい支援につなげることにあります。別府市教育委員会としましては、どの子もその子らしさを大切にされながら安心して学び、成長できる環境の実現を目指したいと思っております。「５歳児健診」も「才能発見プログラム」も、そのための個別の支援の入口であることを御理解いただけるよう、今後も丁寧な説明と運用に努めてまいります。
○14番（三重忠昭）　ありがとうございます。今の教育委員会の考えを聞いて安心をしました。ぜひとも今言われたことを保護者や周囲、現場の教職員にも丁寧に説明をして事業に取り組んでいただきたいと思います。やはり保護者や周囲の理解を深めていくいくことが、本当に重要であると私も考えております。

５歳児健診については、発達特性を決してラベリングするものではなくて、支援が必要な子どもを早期に把握して、保護者にしてみれば自分の子どもの行動や考えにいち早く共感することができて、それまで周囲に言えなかったり、理解されなかったりして、子育て

で抱えていた悩みや不安を和らげることができるものであるというふうにも思っています。子どもと一緒に、安心して親や保護者も生活を送ることにつながっていくというふうに私は感じています。

また、子ども自身も、自分の苦しさであったり、伝えづらい、言葉にしづらかったことが就学前に適切な支援につながることで、就学後の困り事を減らして楽しく学校に通うことができるようにできるようになるのかなと、そのようにつながっていくのかなというふうにも思っています。実際に５歳児健診によって子どもの特性を把握することによって、その支援をつなげていくことで不登校であったり、ひきこもりといった二次障害を防ぐことができたということも聞いております。

そして、この才能発見プログラムについても、先ほども申し上げましたけども、やはり朝遊びや自然を通じてそれぞれの子どもの特性を伸ばしていく、引き出していこうという取組でとてもすはらしい事業であるとも感じています。まさしく本当に幼稚園教育の重要な部分であるというふうに感じています。先ほどの教育委員会の答弁を聞いて、本当に安心をしました。

この２つの新規事業に関わる教育委員会、そしてこの事業を新規に導入して予算化した市長の公立幼稚園に対する思い、今回この質問をしながら感じることができましたので、ぜひとも今後とも子どもたちのためによろしくお願いをしたいと思います。そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

それでは、教育行政のほうに入ります。

教職員の未配置状況についてですが、これはこれまでももう本当に幾度となく質問で取り上げてきました。今年も新年度、新学期が始まって、学校生活がいよいよ本格化する５月１日時点でもやはり先生が足りていないといった声を耳にしています。

そこで、まず学校現場における教職員の欠員状況について、年度当初及び現在の状況を聞かせてください。あわせて現時点での今後、産休・育休に入る教職員の数も把握していれば教えていただけますか。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

令和８年度当初の小中学校における欠員状況につきましては、小学校で７人、中学校で2.5人でした。６月１日時点での状況は、小学校で３人、中学校で２人となっております。また、把握している産休・育休予定者は４人となっております。

○14番（三重忠昭）　やはり６月の時点でも厳しい状況であるということが分かりました。小中合わせて５人の欠員があるということ、そして把握している産休・育休も４人が今いらっしゃるということで、この方々の代替が見つからなければ、当然そこも未配置になるということであります。そうなれば、管理職やまた別の教職員がそこをカバーしていかなければならず、負担増の悪循環になっていくというふうに思っています。

もう本当に教職員が配置されていないという状況は、ある意味では本当に非常事態だと私は思っています。定年延長であったり、再任用教諭、それから臨時講師を配置しても、まだ欠員が生じている状況は、ある意味では子どもたちにとっても本来受けられるべき教育が受けられなくなる可能性があるという、そういう大きな問題だというふうに思っております。

それでは、次にもう一つ、市のほうで予算化している例えば特別支援教育支援員であったり、スクールサポートスタッフなど、そういった専門スタッフの配置状況についてはどのようになっていますか。

○学校教育課長（田中　修）　お答えします。

今年度は、小中学校及び幼稚園に対し、特別支援教育支援員53名、スクールサポートスタッフ19名、部活動指導員17名、地域指導員11名、７月以降は13名、預かり保育支

援員18名を配置しております。
○14番（三重忠昭）　分かりました。市で予算化している支援員さんのなどは配置ができているようでありますそれはそれで本当にありがたいというふうに思っていますが、ただやはり教職員がきっちりと配置されることというのは当然必要であります。
　これも毎回、この項目を挙げたときに聞いていますけども、欠員や教員不足の改善に向けて市の教育委員会としてどのような取組をしているのか、改めて聞かせてください。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　別府市教育委員会としましては、人材確保に向け、教員の人的配置等を所管する大分県教育委員会に働きかけるとともに、別府教育事務所と協力して人材探し及び退職教職員や教員免許証保有者に対する意向調査を現在も継続して行っているところでございます。
　また、市内小学校、大学と連携し、教員を志す学生に対して、学校現場を体験させ、教職への入職意向を高める取組等を行っております。
○14番（三重忠昭）　例年大体同じような答弁になるんですけども、やはり市教育委員会としても引き続き粘り強く対応をしていっていただきたいと思います。やはりあくまでも教職員の人的配置は、県の教育委員会がしっかりと責任を持ってやってもらわなければならないなというふうに思っています。
　ただ、現場の教職員、それから管理職も、本当に自分の携帯に入っている人たちに電話をかけまくって、代わりを探しているというような現状もあります。そして、やっと見つけた方でも、半日勤務だったらいいよという方、いわゆる0.5というような言い方をしていますけども、それなら行ってもいいよと、手伝ってもいいよという承諾を得ながらも、制度上ではなかなか難しい、特例で認めてもらうような状況があるというふうなことも聞きました。これについては昨年の議会でも、もっと県に対して柔軟に対応するよう、制度変更、それから緩和を求めた経緯もあります。
　また、以前の議会では、幼稚園の預かり支援員さんがなかなか見つからない状況がある中で、預かり保育の実施方法についてであったり、今日午前中の谷口議員のほうからも同様の質問がありましたけども、私も以前の議会で、市内の幼稚園教諭であったり、教職員を目指す学生に対して、例えば長期休業中に夏休みとかで現場研修と兼ねて、あとアルバイトという形も兼ねて働きかけてみてはどうかということを提案させていただきました。当時の部長からも、ぜひ検討してみたいというような答弁があったというふうに私も記憶していますんで、またそれが現状、今それが形になっていないことを考えると、ぜひまた再検討をしていただきたい。その必要もあるんじゃないかなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。
　そこで、今回もう一つ、ちょっと私のほうから提案といいますか市の教育委員会の考えを聞かせていただきたいのですが、この未配置が続いている現場の対応策として、現在、学校現場ではなくて、この指導主事等として市の教育委員会に所属している教職員の配属の在り方を検討してみてはどうかというふうにも思っています。
　そこで、まずこの市の教育委員会に所属されている教職員の人数を聞かせていただけますか。
○学校教育課長（田中　修）　お答えします。
　現在16名の指導主事、１名の社会教育主事、１名の幼稚園教諭が別府市教育委員会に所属しております。
○14番（三重忠昭）　分かりました。先ほど申し上げましたけども、学校現場に未配置の状況があるときに、また年度当初でそうなることがもう分かっているときには、できるだけ早い段階で、人事に関わることでもあるので、いろいろちょっと課題もあるのかもしれないんですけども、教育委員会の指導主事等を全てとは言いませんけども、学校現場に戻し

て、その代わり学校現場を退職された方を教育委員会で、これまでの経験を生かしながら業務を担うことができないかと思うんです。私はそのように考えているんですけども、教育委員会の見解を聞かせていただけますか。

○教育部長（佐保博士）　お答えいたします。

現在16名の指導主事のうち３名が再任用でありまして、これまでの豊富な経験等を生かしながら様々な業務に当たっています。一方で、中堅、若手の教員が、教育委員会で勤務することにはメリットがあります。同世代の教員が抱える現場の困りなどを知る教員が教育委員会内にいることで、より学校現場感覚を持って対応に当たることができること。また、学力向上や不登校対策などの教育課題に対して、市全体や国全体の動きなどを俯瞰して捉える力がつき、そこで得た知見を学校現場に復帰した際、還元できるなど、大きな価値があると考えております。

学校現場における教員の欠員や、教員不足の問題が大きな課題としてある中で、バランスを取りながら指導主事の配置をしていくことが大切であると考えています。

○14番（三重忠昭）　今の答弁を聞いていて、もちろん理解はできることもあります。やはり学校現場を知っている現役の先生方が教育委員会にいて、その中でいろいろとこの教育行政に携わっていく、そこでまた違うこと、何ていうんですか、見方を広めていく、そういうことも確かにメリットがあるのかな、大事なことかなというふうには思っていますけども、ただ、やはり先ほども申し上げましたようにやっぱり現場に、そもそも学校現場に先生が配置されていないというのはやはり非常事態であるというふうに思いますので、市の教育委員会としても引き続きいろんな対応策、それから柔軟な取組を考えていっていただきたいな、私もいろんな知恵を出していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

大分県の教育委員会も、これも本当に別府だけじゃない、そして大分県だけでもない、もう本当に全国的な問題になっていますけども、大分県の教育委員会もいろんなあの手この手で人材確保に取り組んでいますけども、やはり残念ながらちょっと効果は限定的で改善には至っていません。やはり市のほうからも、なぜ教員不足が起きているのかとか、教職員の成り手がいない背景にある長時間労働やその原因である業務改善に向けて、市の教育委員会はもちろんですけども、県の教育委員会にも実効性のある抜本的な改善の取組をしっかりと働きかけていただきたいというふうに思います。

以前も言いましたけど、団塊世代の教職員が大量退職を迎えて、現在、教員採用試験の受験者数もかなり減少しているとはいえ、若い世代も採用している現実があります。そうなれば、今後は当然この若い世代の方々が産休や育休に入っていくわけで、そうなればその代わりの先生も必要になってくる。ただ、その先生方が今いないという現実もある。結局、現場の教職員が足りなければ、そのしわ寄せはやはり他の教職員に負担が増して、そしてさらに例えば病休に入ったりして、負の連鎖を生むような感じになって、これはもう結局どこに返るかといったら、やっぱり子どもたちの教育にも大きく影響を及ぼしていきますので、ぜひとも実効性のある対応策を県に対しても求めていっていただきたい。そのことを強く強く重ねてお願いをしたいと思います。

少し早いですけども、年齢的にも体力的にも余力がまだたっぷりありますけども、市民クラブの会派長から、いつも執行部、それから市の職員の働き方改革というのも常々言われておりますので、少し早いですけども、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小野正明）　お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明)　御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時51分　散会